

県産花き販売強化支援事業費補助金交付要領

制定 令和4(2022)年4月1日(生振第73号)

(趣旨)

第1条 県の交付する県産花き販売強化支援事業費補助金については、栃木県補助金等交付規則(昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 補助金の名称、目的、交付の対象である事務又は事業の内容、その交付率及び交付の相手方は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	補助金の交付の目的	交付の対象である事務又は事業の内容	交付率	交付の相手方
県産花き販売強化支援事業費補助金	花き農家の販売力の強化を支援し、経営の安定化を図る	1 生産者直接販売支援事業 農業生産組織、農地所有適格法人が県産花き販売強化支援事業実施要領(令和4(2022)年4月 日付け生振第 号。以下、「実施要領」という。)に基づき行う生産者直接販売支援事業に要する経費	1/2以内	農業生産組織、農地所有適格法人
		2 EC活用販売支援事業 (1) ECモール登録支援事業 一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会が実施要領に基づき行うECモール登録支援事業に要する経費	定額	
		(2) EC活用販売宣伝支援事業 一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会が実施要領に基づき行うEC活用販売宣伝支援事業に要する経費	1/2以内	

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
県産花き販売強化支援事業費補助金	県産花き販売強化支援事業費補助金交付申請書	規則の別記様式第1	1	1 事業計画書 2 収支予算書	様式1又は2※ 様式3	1 1	知事が別に定める日

※事業実施主体が農業生産組織又は農地所有適格法人の場合は様式1、とちぎ農産物マーケティング協会の場合は様式2を添付する。

(補助条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更又は補助事業の内容の変更(次条の軽微な変更を除く。)をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(軽微な変更)

第5条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業種目を廃止すること。
- (2) 事業実施主体を変更すること。
- (3) 事業費の30パーセントを超える変更をすること。
- (4) 補助金を増額すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が重要と認める変更

(変更の承認)

第6条 第4条第1号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書(様式4)に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき報告書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
県産花き販売強化支援事業費補助金	県産花き販売強化支援事業状況報告書	規則の別記様式第2	1	1 状況報告書	様式5	1	知事が別に定める日

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
県産花き販売強化支援事業費補助金	県産花き販売強化支援事業実績報告書	規則の別記様式第2	1	1 事業実績書 2 収支精算書	様式1又は2※ 様式3	1 1	知事が別に定める日

※事業実施主体が農業生産組織又は農地所有適格法人の場合は様式1、とちぎ農産物マーケティング協会の場合は様式2を添付する。

(補助金の請求)

第9条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

補助金の名称	提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	部数	提出期限
県産花き販売強化支援事業費補助金	県産花き販売強化支援事業費補助金交付請求書	規則の別記様式第4	1	1 交付決定通知書の写し 2 額の確定通知書の写し	1	知事が別に定める日

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施にあたり必要な事項については、知事が別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和4(2022)年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和7(2025)年3月31日をもってその効力を失う。ただし、第2条に定める表の1の事業は、令和6(2024)年3月31日をもってその効力を失う。